

ジブチ空港における到着・出発時の検査の流れ

令和3年8月18日
在ジブチ日本国大使館

1 ジブチ入国まで

(1) 出発前に必要とされている手続き

最初の航空便搭乗の72時間前に実施された新型コロナウイルス検査の英文又は仏文の陰性証明書が必要です(検体採取方法や検査詳細の規定事項はありません)。

(2) ジブチ到着後の手続き

- ・ジブチ到着後、検査場へ向かい検査を行います。検査は、鼻咽頭ぬぐいとなります。
- ・検査費用は、30米ドルもしくは5000ジブチフランとなります。
- ・検査結果は、約1時間後に出ます。それまで入国することはできません。
- ・ワクチン未接種の場合は、新型コロナウイルス検査が陰性と判定された場合であっても、自宅での一定期間の隔離が義務とされています(日数は規定されていません)。
- ・新型コロナウイルス検査が陽性と判定された場合は、10日間の隔離措置がとられます。

(詳細は、<https://www.dj.emb-japan.go.jp/files/100224075.pdf> をご参照ください。)

2 ジブチ出発まで

(1) ジブチ出発前に必要とされている手続き

ア 搭乗72時間前に実施された新型コロナウイルス陰性証明書の取得

(詳細については、<https://www.dj.emb-japan.go.jp/files/100224076.pdf> をご参照ください。)

イ 少なくとも1回分の有効なワクチン接種を証明する証明書

または、ワクチン接種免除の証明書

(ワクチン免除事由は、<https://www.dj.emb-japan.go.jp/files/100224075.pdf> をご参照ください。)

(2) 最終目的地が日本の場合

日本への入国には、国籍を問わず、以下が必要になります。

ア 出国前72時間以内に受けた検査の結果の証明書

※ ジブチで発行される新型コロナウイルス陰性証明では、日本が入国時に要求する指定項目を網羅していないため入国を拒否される可能性があります。

日本所定のフォーマットの検査証明の取得が難しい場合は、日本大使館までご連絡をお願いします。

検査証明書の詳細は、以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

イ 検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出

ウ スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

エ 質問票の提出、QRコードの取得

詳細については、以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(3) 最終目的地が日本以外の場合

目的国の入国条件等を事前に十分ご確認ください。

※経由地であっても、「新型コロナウイルス感染症の治療費を含む医療費を10万米ドル以上補償する旅行健康保険」が必要な国もあります。